

④ 年金払いの死亡保険金の評価

Q : 私は、夫から確定年金保険を相続により受け取りました。この保険金はどのように評価したらいいのですか？

A : 次のように評価します。

【解説】

相続により、確定年金保険の受給権を受けた場合は、定期金に関する権利としてその受給権を評価することになります。

受給権の価額は、年金の残存期間に応じて、その残存期間に受けるべき年金の総額に次の割合を乗じて計算した金額によって評価します。ただし、1年間に受けるべき金額の15倍が限度となります。

残存期間	割合
5年以下	70%
5年超10年以下	60%
10年超15年以下	50%
15年超25年以下	40%
25年超35年以下	30%
35年超	20%

したがって、たとえば次のような場合は、次のように評価することになります。

- ・年金支給期間 10年(確定)
- ・年金年額 300万円
- ① 受取年金の総額
300万円×10年=3,000万円
- ② 確定年金の評価額
3,000万円×60%=1,800万円<300万円×15=4,500万円 ∴1,800万円

